

令和2年度 大学教育再生戦略推進費
知識集約型社会を支える人材育成事業
公募要領

令和2年6月

文部科学省

目 次

1. 目的・背景	1	6. 事業の実施と評価等	12
(1) 目的	1	(1) 実施体制	12
(2) 背景	1	(2) 評価等	13
2. 事業について	2	(3) 成果の発信・普及	13
(1) 申請対象	2	7. 申請書等の提出	14
(2) 選定件数	7	(1) 提出方法	14
(3) 補助期間	7	(2) 留意事項	14
(4) 事業規模	7	8. 補助金の交付等	15
3. 申請資格・要件等	8	(1) 補助金の交付	15
(1) 申請者等	8	(2) 補助金の執行に関する留意事項 ..	15
(2) 申請可能件数	8	(3) 補助金における不正等への対応 ..	16
(3) 申請資格	8	9. その他	16
(4) 申請要件	10	(1) 学生等の安全確保	16
4. 申請書の作成	11	(2) プログラム情報の公表等	16
(1) 申請書等	11	10. 問合せ先等	17
(2) 指標の設定	11	(1) 問合せ先	17
(3) 資金計画	11	(2) スケジュール	17
(4) その他	12	(別添1：事業一覧)	18
5. 選定方法等	12	(別添2：申請制限対象事業)	19
(1) 審査手順	12	(別添3：経費の使途可能範囲)	20
(2) 委員会による意見	12		

令和2年度 大学教育再生戦略推進費¹
知識集約型社会を支える人材育成事業
公募要領

1. 目的・背景

(1) 目的

「知識集約型社会を支える人材育成事業」(以下、「本事業」という。)は、Society5.0時代等に向け、全学横断的な改善の循環を生み出すシステム(全学的な教学マネジメントの確立、管理運営体制の強化や社会とのインタラクションの強化等)の学内における形成を実現しつつ、今後の社会や学術の新たな変化や展開に対して柔軟に対応しうる能力を有する幅広い教養と深い専門性を両立した人材を育成することを目的とした事業です。

(2) 背景

第4次産業革命とも言われる、AI、ビッグデータ、Internet of Things (IoT)、ロボティクス等の先端技術が高度化してあらゆる産業や社会生活に取り入れられることで、日本の強みとリソースを最大限活用して、誰もが活躍でき、様々な社会課題を解決できる、日本ならではの持続可能でインクルーシブな経済社会システムであるSociety5.0(超スマート社会)の実現に向けた取組が加速しています。また、同時に、資源や物ではなく、知識を共有、集約することで、様々な社会課題を解決し、新たな価値が生み出される社会である知識集約型社会の到来が予想されています。

そういった今後我が国が迎える社会構造の変化の中で、ますます複雑・高度化する社会課題や産業界における新しい事業開発など、既定の解き方が存在しない課題に対応していくためには、普遍的な見方から事象の全体像を捉える力や、文系理系を越えた複数分野にわたる深い専門知から同時にアプローチできる力が求められます。

このため、大学の一般教育・共通教育については、単に知識を取り入れるのみに留まらない体系立った幅広い知識に基づき普遍的な見方から事象の全体像を捉える力を確実に身に付けることが出来るカリキュラムが求められます。

また、専門教育においても、これからは知識の水準の高度化だけでなく、複雑・高度化する社会課題等に対し、複数分野にわたる深い専門知からアプローチできる力を涵養するため、従来の学部・研究科等の組織の枠を越えた教育プログラムの実

¹ 「大学教育再生戦略推進費」(以下「再推費」という。)とは、中央教育審議会等における大学教育改革に関する提言のうち、①世界に誇れるトップレベルの教育研究活動を実践する大学の機能を飛躍的に高め、世界に発信していくことで、我が国の高等教育・学術研究のプレゼンス向上を図る事業、②大学における革新的・先導的教育研究プログラムを開発・実施する取組や、迅速に実現すべきシステム改革を支援・普及することで、大学教育の充実と質の向上を図る事業を重点的に支援する補助金の総称。

現や、主専攻・副専攻制の活用等、複数の学問分野を関連させながら幅広くかつ深い学びを実現するためのカリキュラムの工夫が求められます。また、このことは、上記の「普遍的な見方から事象の全体像を捉える力」の育成にも繋がるものです。

一方、我が国の大学の全体的な状況としては、卒業要件単位数に占める一般教育・共通教育の単位数の減少や、専門教育の早期化等も背景に、一般教育・共通教育が、体系立った幅広い知識に基づき普遍的な見方から事象の全体像を捉える力を身に付けることができるものとはなっていないとの指摘もあります。また、専門教育についても、特定の専門分野に焦点を当てた学修に留まり、複数の専門分野を関連させた幅広く深い学びが達成できるものとはなっていないとの指摘もあります。さらに、学内の状況として、研究活動や専門教育に比重を置く傾向や、部局間の壁が高い縦割りの組織体制等が、迅速かつ柔軟な教育プログラムの構築を困難とする要因の一つとなっているとの指摘もあります。

このような状況も踏まえ、本事業では、今後の知識集約型社会に必要な人材育成に向けた新たなタイプの教育プログラムを開発するに留まらず、各大学が持つそれぞれの問題意識に基づき、時代の変化に応じ多様な教育プログラムを持続的に提供していくための全学的・組織的な管理運営システムの構築も一体的に展開するとともに、本事業における取組や成果の発信・普及を通じて、我が国全体の大学改革の加速化を図ることとしています。

2. 事業について

(1) 申請対象

[事業の概要]

本事業では、Society5.0時代等に向け、我が国の大学において、体系的に欠ける学修や、特定の専門分野に焦点を当てた学修にとどまるのではなく、全学横断的な改善の循環を生み出すシステム（全学的な教学マネジメントの確立、管理運営体制の強化や社会とのインタラクションの強化等）の学内における形成を実現しつつ、今後の社会や学術の新たな変化や展開に対して柔軟に対応しうる能力を有する幅広い教養と深い専門性を両立した人材育成を行えるような、新たなタイプの教育プログラム（以下、「本事業プログラム」という。）を構築・実施する計画を対象とします。

[事業の内容]

上記の目的・背景を踏まえ、以下の2つのメニューに示す取組を対象とします。なお、本事業は、我が国の大学教育改革を牽引する事業として、各大学において検討される各大学の特色・強みを活かした独自の構想づくりに期待しており、本事業の目的等を踏まえ、それぞれの自由な発想を活かした提案が求められます。

また、その実現に当たっては、全学横断的な改善・改革の循環を生み出す基盤・システムを学内に形成することが不可欠であることから、併せて説明を求めるとします。

メニューⅠ. 文理横断・学修の幅を広げる教育プログラム (広さと深さを両立する新しいタイプの教育プログラム)

我が国の国公立大学が、複雑・高度化する社会課題等に対して、普遍的な見方から事象の全体像を捉える能力を備えつつ、文系理系・分野を越えた複数の深い専門知の組み合わせからアプローチできる力を備えた人材育成を進めるため、取組を行う学部等において、複数のディシプリン（学問の知識体系）や、あるいはそれぞれの基盤となる原理や思考のフレームワーク（以下、単に「ディシプリン」という。）を理解・修得し、その修得した知識・スキルを実際の社会に適用することのできる能力を育成するカリキュラムを構築するとともに、モデルとして普遍化し、学内及び他大学に普及・展開するプログラムを対象とします。

➤文理横断・学修の幅を広げる教育プログラムに求める取組

- 学長の責任の下、大学本部が主体的に関わる体制を構築し、申請大学全体の改革を実現する観点から、教育プログラムの構築・実施、成果の波及、取組の継続性・発展性の確保等を図るものであること。
- 本事業プログラムが確実に機能するための教学マネジメントや管理運営体制が確立されること。
- 補助期間終了後に、本事業プログラムの質が下がることがないようにすること。
- 以下①～⑤の条件を満たした上で、各大学の強みと特色を活かしたプログラムを、既に各ディシプリンについて資源を有している各学部の再編・協働、大学間連携等により構築すること。
 - ① 明確な人材養成目的が設定された上で、複数のディシプリンを確実に身につけることができるカリキュラムが設計されること。また履修要件や履修指導により、それが担保されること。
 - ② 複数のディシプリンで身につけた内容を統合し、実社会に適用することができる能力を培う学びのプロセスと集大成が準備されること。
 - ③ 各科目が主専攻・副専攻それぞれに相応しい、求められる水準のディシプリンを身につけさせる上で、十分な量と質、順次性を有するものになること。週複数回授業の実施等、密度の高い学修を担保するものとし、必要に応じて学事暦の見直しを含めた検討を行うこと。
 - ④ 一般教育科目・共通教育科目と専門教育科目における役割分担が適切に行われること。

⑤ レイトスペシャライゼーションを取り入れた構想の場合は、分野・学部等の枠を超えた学生の学びの幅を広げる取組が行われること。

- 産業界や地域社会等の大学外部の者と緊密に連携を行う体制を構築し、産業界や地域社会のニーズを具体的に把握・分析の上、事業の構想を行うこと。また、産業界や地域社会と協働により本事業プログラムの開発、実施・モニタリングを行うと共に、採択大学だけでなく、本事業に連携する産業界や地域社会に対しても事業成果の発信を一体的に行うよう求めること。

➤期待される取組事例

以下は例示であり、必ずしも以下の形態に従う必要はありません。また、以下の例示にない取組も申請することが可能です。必要に応じてそれぞれの観点から適切な取組を進めることが期待されます。

※ なお、いずれの場合でも、上述の本事業プログラム（メニューⅠ）の構築における条件を満たすことが必要です。

【例1】

文理横断の一般教育・共通教育を重視した教育プログラム。具体的には、一般教育・共通教育を担う組織を整備し、全学生に対して基盤となる幅広い文理横断の知識と能力を身に付けさせる教育プログラムを構築するものが想定されます。その場合、例えば以下のような取組が併せて求められます。

- ・一定期間（例えば2年程度）集中した形で行われる一般教育・共通教育の体系的な教育プログラム（学生の学問体系を意識しない科目選択や単位取得の難易度に応じた科目選択にならないよう、それぞれのディシプリンに基づき整備したカリキュラムの実施を、履修要件の設定や学生の履修指導の徹底等により担保）。
- ・入試の大括り化や、入学後の柔軟な転学部の取組。
- ・学士課程・修士課程が連携した専門教育（必ずしも全ての学生が修士に進むことを意味するものではない）。

【例2】

ダブル・メジャー制やメジャー・マイナー（複数のマイナー）制等を活用し、4年間の学士課程教育を通じ学生に複数のディシプリンを修得させることにより、文理・分野複眼的な知を養成する教育プログラムを構築するものが想定されます。その場合は、例えば以下のような取組が併せて求められます。

- ・既存の主専攻（メジャー）のカリキュラムに、単独の副専攻（マイナー）のカリキュラムを付加するものではなく、養成する人材像を明確にした上で、単位の実質化の観点にも留意し、主専攻における科目の見直しも併せて行いながら、複数の主専攻（ダブル・メジャー）や、主専攻・複数の副専攻（メ

ジャー・マイナー)を通じて複数のディシプリンを身に付け、また学びのプロセスの中でそれぞれを関連させ、実社会に適用できる能力を培う教育プログラム。

- ・単科大学や文系・理系大学等において、自大学では開設できない科目について、国内の教育資源の有効活用の観点から他大学との単位互換制度を活用。

【例3】

深く広い専門教育として、学部等の組織の枠を超えた学位プログラム(大学設置基準第42条3の2に規定する学部等連携課程実施基本組織において実施する横断的な分野に係る教育課程)の制度の活用を視野に、分野を横断した複数の専門性について、一つの学位分野として提供する教育プログラム。

メニューⅡ. 出る杭を引き出す教育プログラム

特定の分野で特に優れた資質を有する学生に早期から更に高い水準の教育機会を提供し、その才能の一層の伸長を図ることで、知識集約型社会において我が国を牽引していく人材を養成するカリキュラムを構築し、学内及び他大学に普及・展開するプログラムを対象とします。

➤出る杭を引き出す教育プログラムに求める取組

- 学長の責任の下、大学本部が主体的に関わる体制を構築し、申請大学全体の改革を実現する観点から、本事業プログラムの構築・実施、成果の波及、取組の継続性・発展性の確保等を図るものであること。
- 特に補助期間終了後に、本事業プログラムの質が下がることがないようにすること。
- 以下①～③の条件を満たした上で、各大学の強みと特色を活かし、特定の分野で特に優れた資質を有する学生に対し、早期にオーダーメイドで質の高い教育を施すカリキュラムや実施体制を、高等学校・大学・大学院や大学間の連携等により確立すること。
 - ① 高校教育から大学院教育まで連携し、学生の高い能力をさらに伸長できるような高度かつ一貫したカリキュラムを構築すること。
 - ・飛び入学制度、早期卒業制度等の活用
 - ・高度な教育内容の提供、分野の連続性に配慮しつつ早期履修を可能とするカリキュラム(高校段階における大学の科目の履修や学士課程における修士課程の科目の履修等) 等
 - ② 飛び入学で入学した学生の関心を広げ、他の研究分野との融合を促すような科目の提供、きめ細やかな指導を実現するための体制が確保されること

- ・一年早く入学した学生と同じ単なる「早期教育」ではなく、大学カリキュラム自体の質を高めることや、学部・研究科間を越えた科目の履修を可能とする等、カリキュラムの厚みや広がりを増す工夫
- ・学部・研究科間を越えた連携、飛び入学プログラムに専従する教員、TAやメンターの配置 等

③ 社会との密接なインタラクションが図られること

- ・「飛び入学」実施大学間の連携
- ・「飛び入学」に関する受験生本人、保護者、高等学校教員、企業等の意識改革
- ・社会のニーズを受けた人材像の設定 等

➤その他重視すべきと考えられる取組（要素）

＜高大接続＞

- ・スーパーサイエンスハイスクール等における連携強化
- ・科学実験教室やポスターコンテストなどの高校生の進学意欲や学習意欲を喚起するイベントの開催

＜入学者選抜＞

- ・特に優れた資質の認定を行うための工夫
- ・意欲や修学可能性などを総合的に評価する入学者選抜の実施

＜教育課程＞

- ・特に優れた分野以外での学力や知識を補うための学修支援
- ・早期入学者プログラムに、普通入学者から発掘した特に優秀な学生を合流される取組
- ・海外語学研修や研究目的の海外留学

＜組織体制・指導体制＞

- ・学内における明確な位置づけ（特定の部局の取組としない）
- ・教育体制の充実（学内の関係学部の協力体制）

[教育改革を実現するために確認する事項]

各大学が、本事業プログラムのみならず、時代の変化に応じ多様な教育プログラムを持続的に提供していくためには、全学横断的な改善・改革の循環を生み出す基盤・システムを学内に形成することが不可欠です。そのため、本事業では、新たな教育プログラムの開発・実施にあたり、教学マネジメントの確立、全学的な管理運営体制の強化や社会と大学のインタラクションの強化に向け、自大学の現状を把握

するために自己分析を行っていただき、それに基づく課題設定や今後の取組計画（改革に向けた筋道）を作成し、実行していただきます。審査の過程では、その妥当性や実現可能性等について確認を行うこととします。

（２）選定件数

メニューⅠ：６件程度

メニューⅡ：１件程度

ただし、申請の状況等により予算の範囲内で調整を行うことがあります。

（３）補助期間

最大５年間。ただし、国の財政事情等によりこれを必ず保証するものではありません。

（４）事業規模

（メニューⅠ）

補助金基準額：５０,０００千円（初年度・年間）

補助事業上限額：１００,０００千円（初年度・年間）

（メニューⅡ）

補助金基準額：３４,０００千円（初年度・年間）

補助事業上限額：６８,０００千円（初年度・年間）

- ① 本事業の審査に当たり、計上している額の多寡のみで優劣が生じることはありません。
- ② 本事業計画の規模や費用対効果等を勘案し、補助事業上限額の範囲内で真に必要な額を計上してください。経費の妥当性、不可欠性も審査の対象となります。そのため、明らかに過大、不必要な経費を計上している場合は評価に影響することになります。
- ③ 総事業費が補助金基準額を超える場合、補助金基準額との差額は自己負担となります。
- ④ 次年度以降の補助金基準額については、予算の範囲内で調整する場合があります。
- ⑤ 補助期間終了後の継続的なプログラム実施を図る観点から、本事業における補助金の配分額については、補助期間最終年度の前年は当初配分額の $2/3$ に、最終年度は当初配分額の $1/3$ に逡減させることを予定しているため、補助期間中の自己負担比率をどのように高めていくか等を明確にしてください。

3. 申請資格・要件等

(1) 申請者等

① 対象機関

国公立大学（短期大学を含む。）²を対象とします。

② 事業者・申請者

事業者は設置者、申請者は学長とし、本事業への申請は、文部科学大臣宛に行うこととします。

③ 申請単位

申請は、大学（短期大学を含む。以下「大学」という。）を単位とします。それ以外の単位（学部、学科、研究科、専攻、専攻課程、専攻科、別科）で申請することはできません。

④ 事業責任者

本事業プログラムの実現に中心的役割を果たすとともに、責任を持つ事業責任者を選任してください。なお、事業責任者は大学に所属する常勤の役員又は教員とします。

(2) 申請可能件数

一つの大学が申請できる件数は、各メニューにつき1件とします。

(3) 申請資格

以下のいずれかに該当する大学は、本事業に申請できません。

(組織運営関係)

i) 学生募集停止中の大学

ii) 学校教育法第109条の規定に基づき文部科学大臣の認証を受けた者による直近の評価の結果、「不適合」の判定を受けている大学

iii) 次に掲げる表において、上段のいずれかの区分の令和2年度のものを含む直近の修業年限期間中、連続して下段の収容定員充足率を満たしていない大学

区分	学士課程 (全学部)	短期大学 (全学科)
収容定員 充足率	70%	70%

² 学校教育法第2条第2項に規定する国立学校、公立学校及び私立学校（学校法人が設置する学校に限る。）。

- iv) 「私立大学等経常費補助金」において、定員の充足状況に係る基準以外の事由により、前年度に不交付又は減額の措置を受けた大学
- v) 再推費におけるプログラムのうち令和元年度実施の事後評価において、「事業目的が達成できなかった」等の最も低い評価を受けた大学（対象プログラムは別添2のとおり。）
- vi) 再推費におけるプログラムのうち令和元年度実施の中間評価において、「中止することが必要」等の最も低い評価を受けた大学（対象プログラムは別添2のとおり。）

(設置関係)

- vii) 設置計画履行状況等調査において、「警告」（平成30年度まで）または「指摘事項（法令違反）」（令和元年度から）が付されている大学
- viii) 大学、大学院、短期大学及び高等専門学校等の設置等に係る認可の基準（平成15年文部科学省告示第45号）第2条第1号若しくは第2号のいずれかに該当する者が設置する大学
- ix) 全学の入学定員超過率（設置する学部の入学者数の和／設置する学部の入学定員の和（短期大学の場合は学科））が、下記の表1に掲げる平成29年度から令和2年度の平均入学定員超過率又は令和2年度の入学定員超過率の基準を満たしていない大学（表1における区分「学部規模（入学定員）」は、「学部規模（設置する学部の平均入学定員）」と読み替える）
- x) 設置する学部（短期大学の場合は学科）のうち、下記次の表1に掲げる平成29年度から令和2年度の平均入学定員超過率又は令和2年度の入学定員超過率の基準を満たしていないものが申請事業の取組対象である大学

(表1)

区分	大学				短期大学
	4,000人以上			4,000人未満	
大学規模 (収容定員)					
学部規模 (入学定員)	300人以上	100人以上 300人未満	100人未満		
平成29年度 ～令和2年度 平均入学定員 超過率	1.15倍 未満	1.20倍 未満	1.25倍 未満	1.25倍 未満	1.25倍 未満

令和2年度 入学定員 超過率	1.05倍 未満	1.10倍 未満	1.15倍 未満※	1.15倍 未満	1.15倍 未満
----------------------	-------------	-------------	--------------	-------------	-------------

※ 大学規模（収容定員）が8,000人以上の場合は「1.15倍未満」を「1.10倍未満」と読み替える

（４）申請要件

本事業への申請を希望する大学は、以下に掲げる内容を、全学（大学院についてはiii）を、専攻科、別科、研究所、センター等についてはi）～iv）を除く。）において申請時に達成しているか、令和5年3月（中間評価実施年度末）までに確実に達成することが申請の要件となります。

なお、本事業に選定され、補助金の交付が決定された場合においても、学校教育法等の法令に違反した場合は、交付決定の全部又は一部の取り消し又は変更の対象となることから、申請時においても遵守すべき法令等に違反していないか十分に確認してください。

（教育改革関係）

- i) ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーが各学部学科等のカリキュラム編成等に反映されているとともに、それらに基づき教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みを構築していること。
- ii) 全授業科目において授業計画（シラバス）が作成され、かつその内容として科目の到達目標、授業形態、事前・事後学修の内容、成績評価の方法・基準が示されていること。
- iii) CAP制³の採用など、全学生を対象として単位の過剰登録を防ぐための取組が行われていること（CAP制を採用している場合は、その上限が適切に設定されていること。）。ただし、短期大学を除く。
- iv) 教育を担当する全教員を対象として、教育技術向上や認識共有のためのファカルティ・ディベロップメント（FD）が実施されていること（各年度中に教育を担当する全専任教員の4分の3以上が参加していること。）。
- v) 成績評価において、GPA制度⁴などの客観的な指標を設け、個別の学修指導などに活用していること。ただし、短期大学を除く。
- vi) 文部科学省が通知する「大学入学者選抜実施要項」に規定する試験期日等や募集人員の適切な設定（推薦入試における募集人員の割合の設定、2以上の入試方法により入学者選抜を実施する場合における入試方法の区

³ 単位の過剰登録を防ぐため、1年間あるいは1学期間に履修登録できる単位の上限を設ける制度。

⁴ Grade Point Average。授業科目ごとの成績をグレード・ポイント（GP）で評価し、その平均を算出して評価を行う制度。

分ごとの募集人員等の明記等)を遵守していること。

(設置関係)

- vii) 設置計画履行状況等調査の対象となっている大学において、「是正意見」(平成30年度まで)または「指摘事項(是正)」(令和元年度から)が付されている場合は、当該意見が付されていない状況となっていること。

4. 申請書の作成

(1) 申請書等

『令和2年度大学教育再生戦略推進費「知識集約型社会を支える人材育成事業」申請書等の作成に当たって』に基づき、本公募要領の内容を十分に踏まえて所定の申請書等を作成してください。

(2) 指標の設定

事業計画の策定に当たっては、検証可能かつ明確な指標を設定した上で、現状分析に基づく定量的な数値目標や実施・達成時期を必ず設定してください。また、国民への説明責任の観点から、本事業における取組を、養成する人材像等に基づくアウトプット及びアウトカムに関する指標を設定しながら、具体的かつ明確に記載してください。

(3) 資金計画

- ① 再掲となりますが、本事業プログラムの規模や費用対効果等を勘案し、補助事業上限額の範囲内で真に必要な額を計上してください。本事業の審査に当たり、計上している額の多寡のみで優劣が生じることはありませんが、経費の妥当性や不可欠性も審査の対象となります。そのため、明らかに過大、不必要な経費を計上している場合は評価に影響することになります。
- ② 補助期間終了後の継続的な事業実施を図る観点から、本事業における補助金の配分額については、補助期間最終年度の前年は当初配分額の2/3に、最終年度は当初配分額の1/3に逡減させることを予定しているため、補助期間中の自己負担比率をどのように高めていくか等を明確にしてください。
- ③ 選定された事業計画が、文部科学省の大学改革推進等補助金、研究拠点形成費等補助金、国際化拠点整備事業費補助金又は独立行政法人日本学術振興会の国際交流事業の補助金等による経費措置を受けている取組と内容が重複する場合、本事業の取組として経費措置を受けることができなくなります。他の経費措置を受けている取組との異同を十分整理した上で資金計画を策定してください。

(4) その他

その他、申請書の作成に当たっては、国民への説明責任の観点から、本事業における取組を、養成する人材像等に基づくアウトプット及びアウトカムに関する指標を設定しながら、具体的かつ明確に記載してください。また、本事業による取組のみならず、大学独自で実施する取組や補助期間終了後の取組等も含め、徹底した大学教育の改革と質的転換を図るための総合的かつ長期的な計画を策定してください。

5. 選定方法等

(1) 審査手順

本事業の選定のための審査は、独立行政法人日本学術振興会に設置する「知識集約型社会を支える人材育成事業委員会」（以下、「委員会」という。）において行います。

審査は、提出された申請書等に対する「書面審査」と、「面接審査」の二段階で行います。委員会は、この審査を踏まえ決定される選定候補となった事業計画を文部科学省に推薦し、文部科学省はこの推薦を受け、選定事業計画を決定します。具体的な審査方法等については、『令和2年度「知識集約型社会を支える人材育成事業」審査要項』を参照してください。

なお、本年度の審査に係る面接審査は令和2年11月頃に行う予定です。面接対象となった大学には、委員会よりその旨を連絡します。事業責任者等においては、申請書等の内容について責任を持って対応できるようにしておいてください。

また、選定結果の通知は令和2年11月頃に行う予定です。

(2) 委員会による意見

事業の選定に当たっては、委員会の審議等を踏まえ、留意事項として改善のための取組を求めるか、又は参考意見を付すことがあります。

6. 事業の実施と評価等

(1) 実施体制

- ① 全学的な教育改革の一環として、学長のリーダーシップの下に実施するものとします。そのため、学内のガバナンス体制を確立し、学長は事業計画全体に責任を持つとともに、全学的な普及と成果の活用に努めるものとします。
- ② 事業計画の実施状況については、定期的に自己点検・評価を行ってください

い。自己点検・評価に当たっては、評価指標の適切性や達成状況などを客観的に評価するため外部評価の仕組みを構築するなど、適切な体制を整備してください。

(2) 評価等

<評価及びフォローアップ>

- ① 本事業については、委員会によるフォローアップ活動と中間評価、事後評価を実施する予定です。
なお、フォローアップの実施にあたっては、委員会にプログラムオフィサーを置き、各採択事業計画に対する日常的な進捗状況の把握、相談、助言等を行います。
- ② 中間評価は補助期間開始から3年目の令和4年度に、事後評価は補助期間終了後の令和7年度に、それぞれ実施する予定です。
- ③ フォローアップ活動及び中間評価の結果は、その翌年度の補助金の配分に勘案されることがあります。また、事業目的や目標の達成が困難又は不可能と判断した場合は、事業の中止も含めた計画の見直しを求めることがあります。
- ④ フォローアップ活動及び中間評価においては、委員会の審議等を踏まえ、留意事項として改善のための取組を求めるか、又は参考意見を付すことがあります。5.(2)に掲げた選定審査時の留意事項又は参考意見と合わせ、これらへの対応状況もフォローアップ活動、中間評価、事後評価の対象となります。
- ⑤ 中間評価及び事後評価の最新の結果は、評価年度の翌年度以降に公募する再推費の新たな事業の申請資格や選定審査に影響することがあります。
- ⑥ このほか、「教育改革を実現するために確認する事項」(P6)の内容については、その取組状況等を確認し、事業のフォローアップ及び評価の双方において活用します。

(3) 成果の発信・普及

- ① 本事業による成果については、国民・社会に対しての説明責任を果たす観点から、一般国民を対象とした成果発表会等において発表してください。事業の中途段階においても、その実施状況等に係る積極的な情報発信を期待します。
- ② 選定された大学の中から、全国の大学に本事業の取組の成果を発信・普及する核として活動する幹事校を定めます。幹事校に指定された大学は、毎年度の成果の発信・普及に要する経費(10,000千円程度)を別途支給します。幹事校は計画調書にて幹事校となる旨の意思等を表明された選定大学の中から文

部科学省が決定します。幹事校には、本事業の各選定大学と連携し、本事業全体としての成果の発信・普及に取り組んでいただきます。各選定大学には、毎年度の成果の発信・普及に係る幹事校の取組に協力していただきます。

7. 申請書等の提出

(1) 提出方法

『令和2年度大学教育再生戦略推進費「知識集約型社会を支える人材育成事業」申請書等の作成に当たって』に定められた申請書等を、独立行政法人日本学術振興会に提出してください。

その際、① 令和2年8月3日(月)10時～令和2年8月7日(金)17時の間に、申請書等のアップロードを希望する旨の申請を行い、② 令和2年8月17日(月)10時～令和2年8月21日(金)17時の提出期間内に申請書等のアップロードを行ってください。作業は時間に余裕をもって行い、提出期間内に必ず全ての申請書等のアップロードを終えるようにしてください。なお、郵送・持参・FAXによる提出は受け付けませんが、アップロードによる提出が困難な場合には、10. 問合せ先に示す《申請書等、審査・評価に関する問合せ先》に相談してください。

(2) 留意事項

- ① 提出された申請書等については、本公募要領に従っていない場合や不備がある場合も、差し替えや訂正は原則として認められません。
- ② 申請書等において、著しい形式的な不備、審査における判断の根本に関わるような重大な誤りや虚偽の記載、記載漏れ等があった場合は、審査の対象外となります。また、虚偽の記載等が認められる場合、当該大学について、一定期間、再推費の事業への参画を制限します。
- ③ 選定された事業計画については、別途、補助金交付手続に関する連絡をします。
- ④ 事業計画を記載した調書以外の申請書類は、文部科学省において審査等の資料として使用しますが、申請者の利益の維持、行政機関の保有する個人情報保護に関する法律の要請その他の観点から、審査以外の目的には使用せず、内容に関する秘密は厳守します。詳しくは文部科学省ホームページ(https://www.mext.go.jp/b_menu/koukai/kojin.htm)を参照してください。
- ⑤ 申請に関する問い合わせ等については、公募説明会時に受けた質問と合わせ、ホームページ等を通じて周知します。なお、公募及び審査期間中は、個別大学の構想に係る質問・相談等(手続等にかかる質問等は除く。)は受け付けることができません。

8. 補助金の交付等

(1) 補助金の交付

- ① 選定された事業計画において、補助金の充当が適当と考えられる事項に対して、大学改革推進等補助金により、文部科学省から経費措置を行うこととしています。本事業において使用できる経費の種類は、原則として別添3に示すものとします。
- ② 毎年度、「大学改革推進等補助金交付要綱」（平成17年4月1日文部科学大臣決定）（以下、「交付要綱」という。）に基づき、事業の進捗状況及び経費の使用実績に関する報告書を作成し、文部科学省に提出してください。なお、提出された書類において、事業の実施に不十分な部分が認められる場合、又は経費の使途に疑義がある場合には、文部科学省は事業責任者に対し、改善を求めることとします。

(2) 補助金の執行に関する留意事項

補助金の交付を受けた場合、学長、事業担当者及び経理等を行う大学の事務局は以下のことに留意してください。

① 補助金の執行及び管理

本補助金の財源は国費であるため、補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令等に基づいた適切な経理等を行わなければなりません。また、調書、交付申請書、報告書等の作成や提出は、学長のリーダーシップの下に行うようにしてください。

② 補助金の執行に係る事務

補助金の執行に係る事務を適切に遂行するため、大学の事務局が計画的に経費の管理を行うようにしてください。その際、本事業の経理については、他の経理と明確に区分し、その収入及び支出の内容を記載した帳簿を備え、その収入及び支出に関する証拠書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を当該取組が完了した年度の翌年度から5年間保管してください（帳簿及び書類については、年度ごとに5年間保管するのではなく、補助期間（最大5年間）の全てについて、補助期間終了年度の翌年度から5年間保存してください。）。

なお、設備備品等を購入した場合は、それらが国から交付された補助金により購入されたものであることを踏まえ、補助期間中のみならず、補助期間終了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、効率的に運用してください。

③ その他

その他法令等、国の定めるところにより、必要な責任を負うこととなり

ます。

(3) 補助金における不正等への対応

不正等が発覚した場合、交付要綱及び「国公立大学を通じた大学改革の支援に関する補助金における不正等への対応方針」（平成 26 年 4 月 1 日高等教育局長決定）に基づき、以下の措置を講じることとします。

① 大学に対する措置

不正等があった補助金について、文部科学省は、大学に対し、事案に応じて、交付決定の取消し等を行い、補助金の一部又は全部の返還を求めます。

② 教員に対する措置

不正等があった補助金について、文部科学省は、不正等を行った教員等に対し、事案に応じて、補助金を交付しないこととします。

③ 事案の公表

不正等があった場合、当該不正事案の概要（大学名、不正等の内容、講じられた措置の内容等）について、原則として公表することとします。

④ 新たに公募する事業選定時における確認

不正等があった場合、新たに公募する再推費の事業を選定する際に参考として活用することとします。

9. その他

(1) 学生等の安全確保

事業選定後、事業の一環として学生等が学外で活動する場合は、安全確保に十分配慮してください。特に、学生が海外に渡航・滞在する場合は、昨今の海外情勢を踏まえ、本事業申請時から外務省海外安全ホームページ等を参考に海外渡航先の危険情報に留意してください。

(2) プログラム情報の公表等

募集締切後、申請大学名等を公表する予定です。また、選定された大学については、事業の概要等についても公表する予定です。

文部科学省において、事例集やパンフレットの作成、フォーラムの開催等の際、選定された大学に対して協力を求めることを予定しています。その際、作成した事例集等に関する著作権は、文部科学省に帰属することになります。また、選定大学間の連携体制を構築するための連絡会を設置する予定です。

選定された大学は、補助期間終了後も、申請書、毎年度の取組状況及び成果等を各大学のウェブサイトで公表することとします。加えて、他の大学や学生を含め、広く情報提供するとともに、国内大学における教育改革を先導する大

学として情報発信に取り組み、高等教育の Society5.0 時代等に向けた人材育成の推進など積極的に取り組んでいただくこととします。

10. 問合せ先等

(1) 問合せ先

《公募要領その他の問合せ先》

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-3-2
文部科学省高等教育局大学振興課大学改革推進室
改革支援係「知識集約型社会を支える人材育成事業担当」
電話：03-5253-4111（内線3319）
Mail：kaikakushien@mext.go.jp

《申請書等、審査・評価に関する問合せ先》

〒102-0083 東京都千代田区麴町5-3-1
独立行政法人日本学術振興会人材育成事業部大学連携課
（知識集約型社会を支える人材育成事業委員会事務局）
電話：03-3263-1757
Mail：chishikishuyaku-jsps@jsps.go.jp

(2) スケジュール

公募説明会	令和2年7月10日（金）
公募締切	令和2年8月17日（月）10時～8月21日（金）17時
面接審査	令和2年11月頃
選定結果通知	令和2年11月頃
交付内定	令和2年11月頃（予定）
（事業開始）	

(別添1：事業一覧)

国公立大学を通じた大学教育再生の戦略的推進
－大学教育再生戦略推進費－

令和2年度予算額 159億円

■ 世界をリードする教育拠点の形成

- 卓越大学院プログラム 77億円

■ 革新的・先導的教育研究プログラム開発やシステム改革の推進等

- 知識集約型社会を支える人材育成事業 4億円
- Society5.0に対応した高度技術人材育成事業 9億円
- 大学による地方創生人材教育プログラム構築事業 3億円
- 持続的な産学共同人材育成システム構築事業 3億円
- 大学教育再生加速プログラム(AP)「高大接続改革推進事業(事業終了後の評価)」 1億円

■ 大学教育のグローバル展開力の強化

- スーパーグローバル大学創成支援事業 33億円
- 大学の世界展開力強化事業 12億円
 - － 日-EU 戦略的高等教育連携支援 (2億円)
 - － COIL 型教育を活用した米国等との大学間交流形成支援 (2億円)
 - － ロシア、インド等との大学間交流形成支援 (2億円)
 - － アジア諸国等との大学間交流の枠組み強化 (4億円)
 - － アフリカ諸国との大学間交流形成支援 (1億円)

■ 先進的で高度な医療を支える人材養成の推進

- 先進的医療イノベーション人材養成事業 11億円
 - － 保健医療分野におけるAI研究開発加速に向けた人材養成産学協働プロジェクト (2億円)
 - － 医療データ人材育成拠点形成事業 (2億円)
 - － 多様な新ニーズに対応する「がん専門医療人材(がんプロフェッショナル)」養成プラン (7億円)
- 大学・大学院及び附属病院における人材養成機能強化事業 4億円
 - － 課題解決型高度医療人材養成プログラム (3億円)
 - － 基礎研究医養成活性化プログラム (1億円)

※補助金事業のみ記載しており、また、億円単位未満は四捨五入しているため、合計額は一致しない。

(別添 2 : 申請制限対象事業)

- 令和元年度に実施した事後評価の結果により、令和 2 年度に公募する事業に申請できない条件の対象となる事業

選定年度	事業名称
平成 25 年度	博士課程教育リーディングプログラム
平成 26 年度	大学の世界展開力強化事業 (ロシア, インド等との大学間交流形成支援)
平成 26 年度	課題解決型高度医療人材養成プログラム(医師・歯科医師を対象とした人材養成)
平成 26 年度	課題解決型高度医療人材養成プログラム(看護師・薬剤師等のメディカルスタッフを対象とした人材養成)
平成 30 年度	未来価値創造人材育成プログラム (科学技術の社会実装教育エコシステム拠点の形成)

- 令和元年度に実施した中間評価の結果により、令和 2 年度に公募する事業に申請できない条件の対象となる事業

選定年度	事業名称
平成 29 年度	大学の世界展開力強化事業 (ロシア, インド等との大学間交流形成支援)
平成 29 年度	成長分野を支える情報技術人材の育成拠点の形成(enPiT)
平成 29 年度	多様な新ニーズに対応する「がん専門医療人材(がんプロフェッショナル)」養成プラン
平成 29 年度	課題解決型高度医療人材養成プログラム(病院経営支援に関する領域)
平成 29 年度	基礎研究医養成活性化プログラム

(別添3：経費の使途可能範囲)

本事業の補助対象経費として支出が可能な経費は以下のとおりです。プログラムの趣旨・目的に沿って経費を使用するよう留意してください。また申請に当たっては、経費の使途の有効性を十分に検討し、事業計画に見合い、かつ、補助期間終了後も取組が継続できるよう、補助期間における適切な規模の所要経費を算出してください。

シンポジウムのための費用、広告費及び旅費等が、事業目的に照らして過大とならないよう特に注意してください。

経費は、別に通知する交付要綱、取扱要領等にしがって適切に管理してください。

【物品費】

①「設備備品費」

事業を遂行するために直接必要な設備備品の購入、製造、据付等の経費に使用できます。例えば、遠隔教育のための情報機器の購入及び据付に係る経費が挙げられます。なお、設備備品と消耗品の区別については、補助事業者の規程等に基づき行ってください。また、設備備品の購入等に際しては、事業の遂行に真に必要な場合に限るなど特に留意してください。また、建物等施設の建設、不動産取得に関する経費については使用することができません。

本費目は、原則として補助対象経費の総額の70パーセントを超えないでください。

②「消耗品費」

事業を遂行するために真に必要な教育活動用又は事務用の消耗品の経費に使用できます。例えば、ソフトウェア、図書・書籍（学生の教科書など学生が負担すべき費用については、補助の対象となりません。）、事務用品等が挙げられます。

【人件費・謝金】

①「人件費」

事業を遂行するに当たり直接従事することとなる者の人件費に使用することができます。例えば、事業において実施する教育カリキュラム・教育課程の改革を担当する教員や大学とステークホルダー等をつなぐコーディネーター等の人件費が挙げられます。なお、人件費の算定に当たっては、補助事業者の給与規程等に従ってください。

②「謝金」

事業を遂行するために真に必要な、専門的知識の提供、情報収集、資料整理等

について協力を得た人に対する謝礼に要する経費に使用できます。例えば、日本人学生のTAへの採用、講演等のために招聘した学識者に対する謝金（事業目的に応じて記載）等が挙げられます。なお、謝金の算定は、補助事業者の規程等に従ってください。

【旅費】

事業を遂行するために真に必要な国内旅費、外国旅費、外国人招聘旅費等に使用できます。執行に当たっては必要人数を十分精査してください。特に外国旅費の執行に当たっては、その必要性に十分に注意してください。なお、旅費の算定は、補助事業者の規程等に従ってください。

【その他】

①「外注費」

事業を遂行するために真に必要な外注にかかる経費に使用できます。例えば、設備・備品の操作・保守・修理（原則として事業で購入した備品の法定点検、定期点検、日常のメンテナンスによる機能の維持管理、原状の回復等を行うことを含む。）等の業務請負、通訳・翻訳・校正（校閲）・アンケート調査等の業務請負が挙げられます。なお、本費目は請負契約によるものに限ります。委任契約によるものは下記⑥「その他（諸経費）」の委託費として計上してください。

②「印刷製本費」

事業を遂行するために真に必要な資料等の印刷、製本に要した経費に使用できます。例えば、会議資料、報告書、テキスト、パンフレット等の印刷製本に要した経費が挙げられます。

③「会議費」

事業を遂行するために真に必要な会議・シンポジウム・セミナー等の開催に要した経費に使用できます。例えば、会場借料、国際会議の通訳料、外部者が参加する会議・レセプションに伴う飲食代（酒類は除く。）などが挙げられます。

④「通信運搬費」

事業を遂行するために真に必要な物品の運搬、データの送受信等の通信・電話料等の経費に使用できます。例えば、郵便、電話、データ通信、物品運搬等の通信、運搬に要する経費が挙げられます。

⑤「光熱水料」

事業を遂行するために直接必要な電気、ガス、水道等の経費に使用できます。

なお、本事業に係る使用量が特定できる必要があります。

⑥「その他（諸経費）」

上記の各項目以外に、事業を遂行するために直接必要な経費として、例えば、物品等の借損及び使用にかかる経費、施設・設備使用料、広報費、振込手数料、データ・権利等使用料（ソフトウェアのライセンス使用料等）、委託費等に使用できます。

また、他の大学の機関、教員等と協力する取組について、委託費として当該機関等で経費を使用することができます。

なお、事業の遂行に直接関係のない経費（酒類や後援者の慰労会、懇親会等経費、事業の遂行中に発生した事故、災害の処理のための経費等）には使用することはできません。

外注費、委託費については、事業の根幹をなす業務については使用できません。委託費について、事業を遂行する上で必要となる補完的な定型業務である場合、当該業務を委託（委任契約によるものに限る。）することができます。なお、委託費は、原則として補助対象経費の総額の 50 パーセントを超えないでください。